自由民主党	支部の数	七五一八	七五二〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一八	七五二〇
	支部の数	七五一九	七五一八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一九	七五一八
	支部の数	七五一八	七五一九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一八	七五一九
	支部の数	七五二一	七五一八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五二一	七五一八

平成二十一年九月十五日

○総務省告示第五百三十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の政党の代表者であった者より、当該政党が同法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった旨の届出があったので、同法第二十一条第二項の規定により、告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	政党の代表者であった者の氏名
新党日本	田中　康夫
改革クラブ	渡辺　秀央

○総務省告示第五百三十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第二項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けようとする政治団体の届出があったので、同法第二十七条第六項において準用する同法第五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

一　新党日本

(一)	政治団体の名称	新党日本（略称　日本）	届出年月日　平成二十一年九月一日
(二)	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町一―七―一一	
(三)	代表者	氏名	住所
		田中　康夫	東京都千代田区三番町二―二
(四)	会計責任者	須山　卓知	東京都三鷹市下連雀一―九―一八
(五)	会計責任者の職務代行者	前原千津子	東京都江戸川区西小岩一―五―五
(六)	会計監査を行うべき者	伊東　史子	東京都中央区東日本橋二―二七―三

(七)	政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日	平成二十一年一月八日
(八)	政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日	平成二十一年八月十八日

二　改革クラブ

届出年月日　平成二十一年九月十四日

(一)	政治団体の名称	改革クラブ（略称　改革）	
(二)	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―一六―五	
(三)	代表者	氏名	住所
		渡辺　秀央	新潟県三条市東三条二―三―一三
(四)	会計責任者	辺見富士子	東京都中央区日本橋中州六―四
(五)	会計責任者の職務代行者	渡辺　祐介	新潟県三条市東三条二―三―一三
(六)	会計監査を行うべき者	石月　良典	新潟県三条市東新保一〇―四〇―三

自由民主党	支部の数	七五二〇	七五二〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五二〇	七五二〇
	支部の数	七五一八	七五一八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一八	七五一八
	支部の数	七五一九	七五一九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一九	七五一九
	支部の数	七五一八	七五一八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一八	七五一八

平成二十一年九月十五日

○総務省告示第五百三十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項において準用する同法第十条第四項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

特定交付金の額	一九、三一七、〇六七円 三三、九六五、〇五〇円
政治団体の名称	
改革クラブ	
新党日本	

○総務省告示第五百三十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項（同条第三項の規定の適用がある場合を含む。）の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十一年八月三十一日現在における届出があったので、同条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

一　公明党

届出年月日　平成二十一年九月十五日

(一)	政党の名称	公明党（略称　公明）	
(二)	主たる事務所の所在地	東京都新宿区南元町一七	
(三)	代表者	氏名	住所
		太田　昭宏	東京都北区滝野川七―四七―三
(四)	会計責任者	北側　一雄	大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町四―三―九

(七)	政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日	平成二十一年一月八日
(八)	政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日	平成二十一年八月十八日

二　改革クラブ

届出年月日　平成二十一年九月十四日

(一)	政治団体の名称	改革クラブ（略称　改革）	
(二)	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―一六―五	
(三)	代表者	氏名	住所　生年月日　選任年月日
		渡辺　秀央	新潟県三条市東三条二―三―一三　昭和九年七月五日　平成二十年九月二十四日
(四)	会計責任者	辺見富士子	東京都中央区日本橋中州六―四　昭和二十四年三月三十日　平成二十年九月二十四日
(五)	会計責任者の職務代行者	渡辺　祐介	新潟県三条市東三条二―三―一三　昭和三十六年五月二十五日　平成二十年九月二十四日
(六)	会計監査を行うべき者	石月　良典	新潟県三条市東新保一〇―四〇―三　昭和三十一年十月二十八日　平成二十年十二月二十六日

(七)	政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日	平成二十一年一月九日	
(八)	政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日	平成二十一年八月三十日	

○総務省告示第五百三十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項において準用する同法第十条第四項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

特定交付金の額	一九、三一七、〇六七円 三三、九六五、〇五〇円
政治団体の名称	
改革クラブ	
新党日本	

○総務省告示第五百三十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項（同条第三項の規定の適用がある場合を含む。）の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十一年八月三十一日現在における届出があったので、同条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

一　公明党

届出年月日　平成二十一年九月十五日

(一)	政党の名称	公明党（略称　公明）	
(二)	主たる事務所の所在地	東京都新宿区南元町一七	
(三)	代表者	氏名	住所　生年月日　選任年月日
		太田　昭宏	東京都北区滝野川七―四七―三　昭和二十年十月六日　平成十八年九月三十日
(四)	会計責任者	北側　一雄	大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町四―三―九　昭和二十八年三月二日　平成十八年九月三十日